

令和7年度第1回砂川市子ども・子育て会議 議事録

と き 令和8年3月25日(水) 15:00～
ところ 市役所 3階会議室
出席者 委員：6名／7名中
事務局：4名

1. 開会

(子育て支援課長)

皆様、本日は、ご多用中のところご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、令和7年度第1回砂川市子ども・子育て会議を開会いたします。

2. 挨拶

(子育て支援課長)

開会にあたりまして、畠山保健福祉部長よりご挨拶申し上げます。

(保健福祉部長)

保健福祉部長の畠山でございます。

委員の皆様におかれましては、時節柄ご多用中のところご出席を賜り誠にありがとうございます。本会議は、平成24年に制定された子ども子育て支援法に基づき、家庭、学校、地域、職域その他子育てに係る関係者に参画いただき、子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進について審議するために設置しているものでございます。

当市としましては、令和8年度より、さくら保育園の定員拡充、子育て支援センターの移転、こども誰でも通園制度等の新規事業を予定しており、専門的知識と経験を有する皆様からも忌憚のないご意見を頂戴しまして、より良い子育て支援事業を展開してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

3. 自己紹介

(子育て支援課長)

ここで、昨年の会議以降、新たに委員になられた方もおられることから、皆様に自己紹介をお願いします。お席に座ったまま、所属団体とお名前だけの紹介で結構でございますので、順にお願いいたします。

(子育て支援課長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員より自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員の自己紹介)

(子育て支援課長)

以上で、自己紹介を終わります。

4. 会長・副会長選出

(子育て支援課長)

続きまして会長・副会長の選出でございます。

これまで本会議の会長をお務めいただいております砂川市校長会から選出の神島委員、副会長をお務めいただいております砂川市民生児童委員協議会から選出の栗栖委員が役員改選により交代となりましたことから、改めて会長及び副会長を選出いただきたいと存じます。

ここで皆様にお諮りいたしますが、事務局からの提案として、会長は引き続き砂川市校長会推薦委員である里館委員に、副会長は砂川市民生児童委員協議会推薦委員である浦本委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(委員：異議なし)

(子育て支援課長)

異議なしとのことでございます。ありがとうございます。

それでは、皆様にご賛同いただきましたので、会長は、砂川市校長会の里館委員に、副会長は、砂川市民生児童委員協議会の浦本委員に決定させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、恐れ入りますが、里館会長におかれましては、会長席にご移動願います。

(里館会長：会長席へ移動)

5. 報告事項

(子育て支援課長)

本日の会議につきましては、委員7名中、 名の出席をいただいております、本市子ども・子育て会議設置要綱第6条第2項に定める過半数以上の出席があることから、本会議が成立していることを報告いたします。

また、これより会議の議長は、里館会長にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

(里館会長)

会長に選出された里館でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは次第に従い議事に入ります。

5. 報告事項の(1) 第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画の変更について、事務局

から説明をお願いします。

(子育て支援係長)

はじめにお手元の資料の確認をさせていただきます。事前に送付しておりますが、本日の会議の次第・第3期計画の一部変更に関する資料(資料1)・第2期計画の点検評価に関する資料(資料2)、第3期計画書の4点を事前に配布しております。資料2につきまして、若干の訂正箇所があり、本日再度配布しておりますので、大変恐縮ですが差し替えをお願いいたします。また、本日配布資料として、委員名簿とこども誰でも通園制度に関するチラシをお配りしています。資料はお手元にありますでしょうか？

これ以降につきましては、恐縮ですが着座にてご説明申し上げます。

報告事項(1)第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画の変更についてご説明いたします。本案件につきましては、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期計画の内容について、当市において令和8年度より新たな制度や取り組みを実施することに伴い、変更が生じるものです。

当市における令和8年度以降の新たな取り組みは大きく3つございます。

- ①共働き世帯の増加に伴い、主に0・1歳児の保育ニーズが高まっていることを踏まえ、さくら保育園の定員を拡充します。
- ②現在の子育て支援センターの支援室を保育室として活用するとともに、利便性向上の観点から、子育て支援センターを地域交流センターゆう(2階)へ移転します。
- ③移転後の子育て支援センター内にて、令和8年度より全国で本格実施となるこども誰でも通園制度を実施します。

これら3つを令和8年度より実施することに伴う、計画の変更であり、資料1は計画の新旧対照表となっております。

資料1の2枚目をご参照ください。第3期計画書の49ページから50ページが該当する部分に保育園の定員拡充について記載しております。変更部分について朱書きしておりますが、③については、3号認定のうち0歳児における保育の量の見込を記載しております。特定教育・保育の確保の内容が当初「17人」であったところ、令和8年度より「23人」としており、「6人」の増となっております。これはさくら保育園の0歳児の定員が6人拡充されたことを表しています。これに合わせて、上段の必要利用定員総数についても、当初の「15人」から「21人」へ変更しております。

続いて④については、3号認定のうち1歳児の保育の量の見込を記載しております。特定教育・保育の確保の内容が当初「36人」であったところ、令和8年度より「43人」としており、「7人」の増となっております。これはさくら保育園の0歳児の定員が7人拡充されたことを表しています。これに合わせて、上段の必要利用定員総数についても、同様に「7人」の増となっております。

次のページの⑤については、3号認定のうち2歳児の保育の量の見込を記載しております。

す。特定教育・保育の確保の内容が当初「33人」であったところ、令和8年度より「35人」としており、「2人」の増となっており、さくら保育園の0歳児の定員が2人拡充されたことを表しています。これに合わせて、上段の必要利用定員総数についても、同様に「2人」の増となっております。

以上、0歳児の定員を「6人」、1歳児の定員を「7人」、2歳児の定員を「2人」、合計「15人」の定員拡充を、さくら保育園において実施するものとなっております。

なお、2歳児の量の見込みの表の下段には、さくら保育園の定員を拡充することに伴い、必要な改修工事を行う旨を記載しております。こちらにつきましては、国の子ども子育て支援事業債を活用することにより、国から財政支援を受けるために、改修工事を行うことを明記したものであります。

続いて同じページの下段、第3期計画書の51ページから52ページが該当する部分に、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）に関する変更を記載しております。保育環境の拡充及び子育て支援センターの利便性向上のため、同センターを令和8年度より地域交流センターゆうへ移転すること、そのために必要な改修工事を行うことを明記しております。こちらも保育園の改修工事と同様、国の子ども子育て支援事業債を活用することを想定しております。

次のページをお開き下さい。第3期計画書の62ページに該当する部分ですが、こちらにつきましては、本日お配りしました、こども誰でも通園制度に関するチラシをご参照ください。

こども誰でも通園制度とは、全てのこどもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず1時間単位で柔軟に利用できる新たな制度で、令和8年度より全国で本格実施となります。事業の正式名称は乳児等通園支援事業と言います。対象者は保育所等に通っていない0歳6ヶ月から3歳未満の子どもです。利用可能時間は、平日の午前9時から12時もしくは午後2時から7時となっており、こども1人につき1か月で最大10時間利用することができます。1時間あたりの最大利用人数は0歳児が2名、1歳児が3名、2歳児が3名の計8名となり、実施場所は子育て支援センターです。利用料金は所得区分に応じて減免される場合がありますが、原則1時間あたり300円となります。チラシの裏面をご参照いただきますと、利用のながれを記載しております。手続きについては、こども家庭庁が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を用いて行います。利用にあたっての認定申請、初回面談の予約、利用の予約をシステムから行うことができます。また、利用料の支払いは利用当日に来年度より導入するキャッシュレス決済によりお支払いいただきます。

資料1にお戻りください。令和8年度よりこども誰でも通園制度を実施することに伴い、量の見込みと確保方策を記載しております。人数につきましては、先ほどのチラシに記載されてある利用定員と同数となっております。

以上が計画の一部変更にかかる報告事項となります。北海道への報告期限との兼ね合いから、事後報告となっておりますので、その点につきましてはご了承賜りますようお願い

いたします。

(里館会長)

只今の説明につきまして、皆様からご質問等あればお受けいたします。

(委員より質問・意見)

6. 協議事項

(里館会長)

続いて6.協議事項(1)第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画進捗状況及び点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

(子育て支援係長)

ここからは第2期計画に搭載しております各種事業に関して、前年度(令和6年度)における進捗状況及び点検・評価を行います。

第3期計画書の95ページをお開きいただくと、どのように子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行うかを記載しております。①計画の立案「PLAN」、②計画の実施「DO」、③アウトプット(結果)・アウトカム(成果)による点検・評価「CHECK」、⑤計画の見直し「ACTION」、これらの頭文字をとって「PDCAサイクル」と言い、このサイクルを繰り返しながら、進行管理していくこととなりますが、これから皆さんに行っていただくのが③のCHECKです。事務局の方でまず計画搭載事業の点検・評価を行っており、その内容を年度の実績とあわせてご報告しますので、当市の点検・評価が適正なものであるかどうか、委員の皆様にご2次的に点検・評価していただくこととなります。なお、点検・評価をしていただく年度は前年度の令和6年度となりますのでご留意願います。

それでは、3ページの(1)利用者支援事業から順にご説明いたします。利用者支援事業は、幼稚園や保育所、学童等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談を行う事業です。事業に対する評価については、令和3年度からふれあいセンター内に設置された子育て世代包括支援センターにおいて母子保健型の事業を実施しており、評価はBとなっています。すべての妊婦や転入者に対し、母子保健コーディネーターが中心となり面談等を行っております。

補足となりますが、本事業につきましては、令和7年度より子ども家庭センター型として、市役所庁舎内に子ども家庭センターを開設し、保健師が常駐しながら事業行っております。

続いて4ページの(2)地域子育て支援拠点事業です。こちらについては、さくら保育園に併設されている子育て支援センターで実施しており、乳幼児のいる子育て中の親子の交流の場の提供や育児に関する相談、情報提供を行う事業です。前年と比較すると実績値はほぼ横ばいの2,734人となっており、依然として計画値の4,592人を下回っていることから評価はCとなっています。今後においても引き続き育児不安やストレスの緩和、

解消に努めながら事業を継続します。

続いて5ページの(3)妊婦健診事業です。こちらはふれあいセンターが実施する、妊婦さんの定期的な健診費用を助成する事業です。計画値の89人に対し実績が102人で、評価はAとなっています。妊婦の経済的な負担軽減と安全な出産に向けた健康管理に寄与しており、引き続き妊婦さんが適切な時期に妊婦健診を受診できるよう、勧奨してまいります。

続いて6ページの(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)です。こちらもふれあいセンターで実施している事業で、乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に適切なサービス提供につなげるもので、行政と家庭をつなぐ最初の入り口となるものです。こちらについては、計画値77人に対し実績が71人であり、計画値を若干下回ったことから、評価はBとなっています。今後も事業を継続し養育環境の把握や助言を行い、必要に応じて関係部局と連携を図ります。

続いて7ページの(5)養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業です。こちらもふれあいセンターで実施している事業で、妊産婦の中でも特に養育支援が必要な家庭を訪問し、養育能力を向上させるための支援を行うものです。こちらについては、計画値の10人に対し実績が22人であり、計画値を上回っていることから、評価はAとなっています。養育支援を行うことで、保護者の不安を軽減し、虐待リスクのある家庭の把握にも務めていることから、今後も事業を継続し、関係機関と連携しながら養育環境の改善に努めます。

続いて8ページの(6)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)です。こちらは保護者の疾病・疲労などの理由により児童の養育が困難となった場合に、市が指定する児童養護施設等で児童の養育を行う事業です。子育て短期支援事業につきましては、対象者が限定的であることから、現時点では事業実施しておらず、評価としてはNとなります。今後、需要の状況に応じて実施を検討することといたします。

続いて9ページの(7)①子育て援助活動支援事業(ファミリサポートセンター事業)のうちの就学児を対象とするものです。この事業は会員登録をした子育ての手助けが欲しい人(依頼会員)が子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)に子どもの送迎や預かりなど援助活動してもらう事業です。ファミサポにつきましては、現在の利用ニーズは未就学児が中心となっており、令和6年度は実績が13人と計画値の110人を大幅に下回ったことから、評価はCとなっています。実績がないことは手助けを必要とする家庭がないということを意味しているものではないと考えておりますので、引き続き新規利用を促進し、協力会員の確保に努めます。

続いて10ページの(7)②子育て援助活動支援事業(ファミリサポートセンター事業)のうちの未就学児を対象とするものです。こちらについては実績が前年度の69人から85人に増加し、計画値の39人を上回っていることから評価はAとなっています。利用者の固定化という課題はありますが、一時的に保育に欠ける児童に対し育児支援ができる環境が確保されており、1歳半健診時に配布されるお試しクーポンも活用し引き続き新規利用を促進し、協力会員の確保に努めます。

続いて11ページの(8)①幼稚園の一時預かり事業です。こちらは保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった幼児について、一時的に預かりを行う事業です。令和6年度は計画値2,303人に対し実績が2,953人となっており、評価はAとなります。本事業については、保護者の心理的・身体的負担の軽減と子育てと仕事の両立支援が図られており、引き続き保育の提供体制確保に努めます。

続いて12ページの(8)②保育所の一時預かり事業です。令和6年度は計画値826人に対し実績が828となっており、評価はAとなっております。こちらについては年度によってバラつきがありますが、一時・緊急及び私的理由による利用は一定の利用が見込まれます。今後も保育士の確保から安定した保育サービスが提供できるよう体制整備が必要となります。

続いて13ページの(9)時間外保育(延長保育)です。こちらは保護者の就労形態、長時間の通勤等に対応するため、標準時間を超えて、朝は午前7時15分から、夜は午後7時00分までの保育を実施する事業です。令和6年度は計画値66人に対し実績が71人となっており、評価はAとなります。時間外保育を必要とする保護者の需要に対応できていることから、引き続き時間外保育の提供体制を確保します。

続いて14ページの(10)病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)です。こちらは病気にかかっていたり回復しつつある子どもを医療機関の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業で、令和6年度は計画値892人に対し実績が117人と計画値を下回っていることから、評価はCとなります。利用者からの満足度は高く、万が一の時のセーフティーネットとして保護者の安心感につながっております。今後においても、引き続き利便性の向上について検討を進め、仕事と育児の両立支援を図ります。

続いて15ページの(11)放課後児童健全育成事業(学童保育所)です。こちらは保護者が就労等で昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、健全育成を図る事業で、令和6年度は計画値124人に対し実績が258人となっており、評価はAとなります。放課後児童が安全に過ごせる場を確保し、保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。令和8年度の義務教育学校開校に伴う学童保育所開設準備も含め、引き続きニーズに応えることができるよう事業を実施していく必要があるものと考えます。

以上が令和5年度の各種事業の点検・評価となりますので、よろしくご審議願います。

(里館会長)

只今の説明につきまして、皆様からご質問等あればお受けいたします。

(委員より質問・意見)

(里館会長)

(他に)ご発言なければ、「第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価」については、議案のとおり確認されたものとして決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

7. その他

(里館会長)

以上で本日予定されていた議事については、すべて終了いたしました。最後に全体を通して皆様から何か確認等ございますか。

(委員より質問・意見)

事務局から何かありますか。

(子育て支援係長)

8. 閉会

(里館会長)

以上をもちまして令和7年度第1回砂川市子ども・子育て会議を閉会いたします。